

国債証券先物取引における取引最終日から受渡決済期日までの期間の短縮等に伴う関連諸規則の一部改正について

2015年2月17日
株式会社大阪取引所

I. 趣旨

当社は、業務規程等の一部改正を行い、2015年3月12日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、2013年度税制改正において、公社債等の課税方式が見直されることに伴い、国債証券先物取引の受渡決済における経過利子の計算方法を変更するとともに、取引最終日から受渡決済期日までの期間を2日間短縮する等の対応を行うことによるものです。

II. 改正概要

1. 受渡決済における経過利子の取扱いの変更

- ・国債証券先物取引の受渡決済に係る経過利子の取扱いに際して、課税扱いと非課税扱いの区分を廃止するとともに、課税扱いの経過利子の計算に当たり、税額相当額の控除を廃止します。

(備考)

- ・業務規程第34条の8第2項等

2. 取引最終日から受渡決済期日までの期間の短縮

- ・国債証券先物取引のLarge取引について、取引最終日から受渡決済期日までの期間を短縮し、最初に受渡決済期日が到来する限月取引の取引最終日を、当該受渡決済期日の5日前（休業日を除外します。）の日に終了する取引日とします。

- ・業務規程第4条の4第4項

3. その他

- ・その他所要の改正を行うものとします。

III. 施行日

- ・II. 1. のうち、受渡決済における課税扱いの経過利子の計算に当たり、税額相当額の控除を廃止する事項については、2015年3月12日から施行し、受渡決済期日後最初に到来する利払期日が2016年1月1日以後の日

である経過利子の計算から適用します。

- ・ II. 1. のうち、受渡決済に係る経過利子の取扱いに際して、課税扱いと非課税扱いの区分を廃止する事項及びII. 2. については、2015年3月12日から施行します。ただし、この改正規定施行の際、現に取引が行われている限月取引については、なお従前の例によることとします。
- ・ II. 3. の一部の事項については、施行日を2015年10月13日とします。ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、同日に施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行します。

以上